

富岡市内部統制基本方針

1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

本市を取り巻く人口減少や少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、大規模災害への備えなどにより、今後も、市民ニーズは、複雑化、多様化していくことは否めません。さらに、限られた人員や予算等で増大する事務に当たるため、職員一人当たりの業務量は増加し、事務処理上のリスクも増大することが予想されます。

このような中、住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、内部統制として組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対策を講じ、組織全体でリスク回避に取り組みます。

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、職員一人ひとりがその職責と市民への説明責任を自覚し、本市における内部統制の整備及び運用を行ってまいります。

2 基本方針の位置づけ

地方自治法第150条第2項に基づき策定するものです。

3 内部統制の目的・取組の視点

(1) 業務に係る法令等の遵守

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならず、公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守について厳格に規定されているため、業務に関わる法令その他の規範を遵守します。

(2) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえ、組織として滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行します。

(3) 財務報告等の信頼性の確保

予算・予算の説明書・決算等による財務報告は、議会や市民が活動の確認や監視をする上で極めて重要な情報を提供しており、その情報の信頼性を確保することは社会的な信用の維持・向上に資することになるため、財務報告の信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

税を主な財源として取得された資産である財産及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性があるため、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、適正な資産の保全を図ります。

4 内部統制の対象

(1) 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務及び個人情報保護に関する事務とします。

(2) 内部統制の対象とする組織

富岡市部設置条例（平成31年富岡市条例第4号）第1条に掲げる部、会計課、議会事務局、教育委員会事務局及び農業委員会事務局とします。

5 内部統制の評価

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、評価報告書を市民に公表します。

6 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用を行います。

令和6年4月1日

富岡市長 榎本義法